

議案第 47 号

十和田地区環境整備事務組合理約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、十和田地区環境整備事務組合理約を別紙のとおり変更するものとする。

令和 2 年 9 月 3 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 218 号の 2 の規定に基づき、十和田地区環境整備事務組合の解散に伴う事務の承継について規約で定めるため、規約の変更について、地方自治法第 286 条第 1 項及び同法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を要するため提案するものである。

十和田地区環境整備事務組合同規約の一部を変更する規約

十和田地区環境整備事務組合同規約（昭和42年青森県知事指令第3417号）の一部を次のように変更する。

第12条の次に次の1条を加える。

（解散に伴う事務承継）

第13条 組合の解散に伴う事務の承継については、関係市町村が議会の議決を経てする協議をもって定める。

附 則

この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。